

議案第 5 5 号

宇治市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定  
するについて

宇治市職員の給与に関する条例の一部を、次のとおり改正するものとする。

令和元年 9 月 1 7 日提出

宇治市長 山 本 正

宇治市条例第 号

宇治市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

宇治市職員の給与に関する条例（昭和26年宇治市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項後段中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第4項中「、若しくは失職し」を削る。

第17条の2第2号中「（法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）」を削り、同条第3号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第17条の4第1項後段中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項第1号中「、若しくは失職し」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年12月14日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の宇治市職員の給与に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に支給する期末手当及び勤勉手当について適用し、同日前に支給した期末手当及び勤勉手当については、なお従前の例による。

(提案理由)

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴う地方公務員法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。